



農家の皆様へ

**農地の管理に苦労していませんか？
バラバラな農地をまとめるチャンスです！**

**農地を貸し出していただくと新たに
10アールあたり最高15,000円/年（最長5年分）
が支給されます。**

経済危機対策

① 農地の貸し出しがさらにしやすくなります。

② 農地を管理する農地保有合理化法人を支援します。

③ 引き受け手がない農地を引き受ける法人等を支援します。

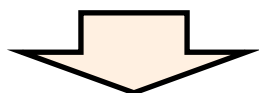
① 農地の貸し出しがさらにしやすくなります。

(「経済危機対策」農地集積加速化事業)



地域段階でバラバラな農地をまとめる取り組みを緊急に全国で支援します。
これに参加していただければ、農地の所有者に交付金（全額国費）が交付されます。

農地の出し手が、地域の面的集積組織に6年以上貸付けを任せて、担い手の利用する農地が1ha以上のまとまりになると...



貸し出した農地10㌶あたり

最高15,000円／年
(最長5年分)

が農地の出し手に交付されます。

※5年分を合わせると最高75,000円になります。



早く貸し出すほどおトクです！

交付金額は、10㌶あたり最高15,000円が、

- 平成21年度に貸し出した場合・・・5年分
- 平成22年度に貸し出した場合・・・4年分
- 平成23年度に貸し出した場合・・・3年分

② 農地を管理する農地保有合理化法人を支援します。

(農地確保・利用支援事業)



すぐに農地の受け手がない場合でも、農地保有合理化法人が農地を引き受けますので安心して下さい。

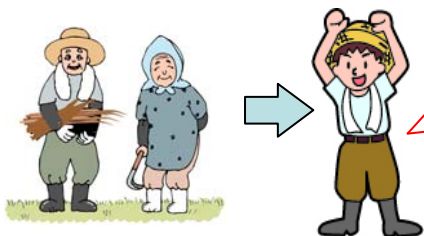
農地保有合理化法人が、受け手が見つかるまで、農地を管理すると…



農地の出し手が預けた農地を管理するための経費として、**農地保有合理化法人が、10ア-当たり（最高）18,000円**を受け取ることができます。

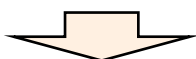
③ 引き受け手がない農地を引き受ける法人等を支援します。

(農地確保・利用支援事業)



引き受け手がない農地を引き受ける担い手には、交付金の他に更に農業資材購入費等の助成があります。

特定農業法人（又は特定農業団体）が、農地を引き受けると…



特定農業法人（又は特定農業団体）が、引き受けた農地で営農するために必要となる

- 肥料・農薬等の農業資材の購入経費
- 農業機械のリース料

等の**経費の1/2**を受け取ることができます。



農地の受け手にも交付金が交付されます。

(農地確保・利用支援事業)

農地の出し手が、地域の面的集積組織に6年以上貸付けを任せて、担い手の利用する農地が1ha以上のまとまりになると...



貸し出した農地10区当たり最高16,000円が農地の受け手や出し手に交付されます。

更に農地の受け手が、まとめられた農地をさらに使いやすくするために、畦畔除去等を行いたい場合の支援もあります。(補助率50%~100%)

支援内容、手続き等に関するお問い合わせ先

農林水産省経営局構造改善課

TEL 03-3591-1389

FAX 03-3592-6248



平成21年4月27日作成